

介護予防支援・介護予防ケアマネジメント

重要事項説明書

指定介護予防支援事業者 土岐市駄知町1858-2
土岐市東部地域包括支援センター
設置者 社会福祉法人美濃陶生苑
理事長 酒井幸昌

1 事業の目的及び運営の方針

(1) 事業の目的

介護保険法の理念に基づき、利用者がその有する能力に応じ、自立した生活を営むことができるよう、適切な介護予防支援又は介護予防ケアマネジメントを提供することを目的としています。

(2) 運営方針

- ア) サービスの提供にあたっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境等、利用者のサービス選択及びサービスの適正性等を常に総合的に考慮して計画を作成します。
- イ) サービス提供は、適切で自立支援に効果があるものとなるように検討し、保健医療サービス及び福祉サービスとの連携が保てるように努めます。
- ウ) 事業の実施にあたっては、他の介護支援事業者、指定居宅サービス事業者及び関係機関との連携に努めます。
- エ) 利用者は、計画作成者に対し複数の指定介護予防サービス事業者等の紹介を求めることや、介護予防サービス計画又は介護予防ケアマネジメントケアプランに位置づけた指定介護予防サービス事業者等の選定理由について説明を求められます。

2 事業内容

「事業の目的」に沿って、介護予防サービス計画書又は介護予防ケアマネジメントケアプランの作成をします。

3 営業日及び営業時間

- (1) 営業日 土曜日、日曜日、国民の祝日及び年末年始を除く日
- (2) 営業時間 8時30分から17時15分
- (3) サービス担当地域 駄知町・曾木町・肥田町肥田の一部（旭ヶ丘）

4 身分証明

関係する職員は、求めに応じて身分証明書を提示します。

5 情報提供

利用者は、介護予防事業・介護予防ケアマネジメントに必要であるとして関係職員から求められた個人情報については開示をします。

6 個人情報管理

関係職員は、業務上知り得た利用者、扶養者及び家族等に関する情報は、正当な理由又は本人の承諾なしに他に漏らしません。ただし、次の場合においては、情報提供することができます。

- (1) 介護予防サービス及び介護予防・生活支援サービスの利用のために、サービス提供事業者に提供する場合
- (2) 個人が特定できないようにしたうえで、事業評価及び学会、研究等のために使用する場合

7 苦情申立

介護予防支援・介護予防ケアマネジメントに対する苦情は次のところに行うことができます。

- (1) 土岐市東部地域包括支援センター 管理者 舟木 貴雄 (0572) 50-1560
- (2) 社会福祉法人美濃陶生苑第三者委員

氏名	住所・連絡先	職業
しょうじ たかのぶ 小司 隆信	瑞浪市上平町一丁目3番地 司法書士法人 たなか事務所 電話 0572-67-1815	司法書士
たかの かずゆき 高野 和幸	名古屋市中区丸の内二丁目20番2号 オアシス丸の内 NORTH6階 高野和幸法律事務所 電話 052-253-8278	弁護士

- (3) 土岐市役所 高齢介護課 (0572) 54-1111
- (4) 岐阜県国民健康保険団体連合会 058-275-9826

8 その他の重要事項説明

介護予防支援事業・介護予防ケアマネジメントを指定居宅介護支援事業者に委託した場合は、その事業者に関する重要事項の説明をすることがあります。

9 担当及び連絡先

土岐市東部地域包括支援センター
(0572) 50-1560

受託した指定居宅介護支援事業者 _____

電話 _____

上記のとおり説明を受け、内容について同意します。

令和 年 月 日

利用者 住所 _____

氏名 _____

署名代行者 住所 _____

氏名 (続柄) _____